



2022 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリア
 代表者名 代表取締役社長 泉澤 摩利雄
 (コード番号 2687 東証スタンダード)
 問合せ先 広報・IR担当 (TEL: 043 - 296 - 6621)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年5月31日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度に係る改正規定が2022年9月1日に施行されます。振替株式発行会社(上場会社)に、当該電子提供制度の導入が義務付けられておりますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるためこれを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款の変更内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>第15条 (参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は、表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 250 539 284">附 則</p> <p data-bbox="427 327 539 360"><新 設></p>	<p data-bbox="1054 250 1166 284">附 則</p> <p data-bbox="810 327 1310 360"><u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="922 367 1417 779"><u>2022年5月31日付定時株主総会決議による変更前の定款（以下、本条において「変更前定款」という）第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除および同定時株主総会決議による変更後の定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="879 786 1417 936"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="879 943 1417 1093"><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

3. 日程

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 定時株主総会開催日 | 2022年5月31日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年5月31日（予定） |

以上